

第3期取手市国民健康保険 データヘルス計画中間評価について

1. 中間評価の趣旨①

- ◆ 令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として定め、令和6年3月に策定した第3期データヘルス計画（本計画）の全体目標は、
健康寿命の延伸・健康格差を縮小であり、そのために

- ・ 脳血管疾患・心臓病尿の死亡率の減少
- ・ 新規透析患者数の減少
- ・ 悪性新生物死亡率の減少
- ・ 要介護認定の抑制

取手市の健康課題に対する上記4つの解決目標を掲げて、その目標達成や被保険者の健康保持増進につながる18の個別事業を展開している。

- ◆ **本計画の中間評価の年度にあたる令和8年度**は、特定健康診査（「特定健診」）や特定保健指導、各種レセプトデータ等を基に、上記への進捗状況を評価及び分析し、また、令和6年度から令和7年度までに実施した個別保健事業の評価及び分析を行う。

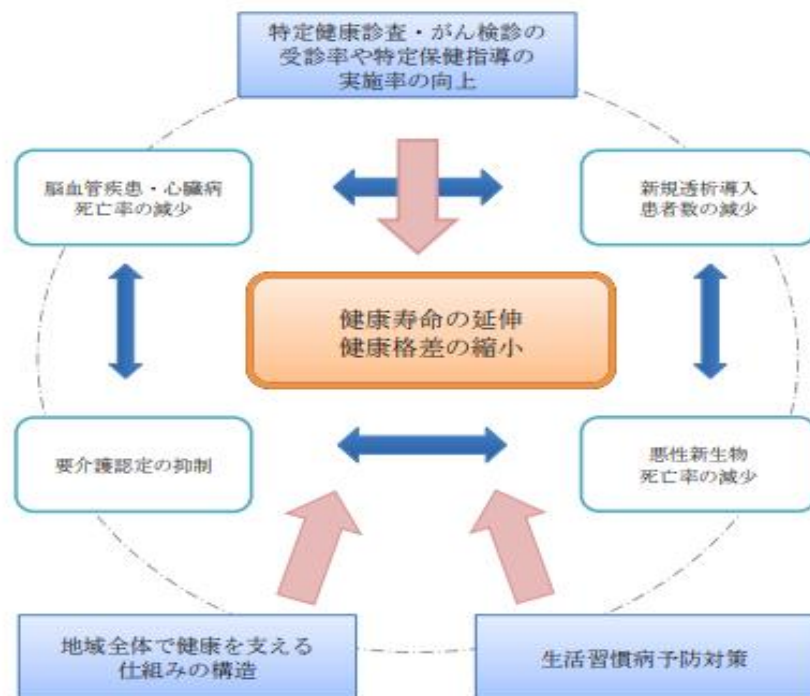
1. 中間評価の趣旨②

- ◆ 取り巻く環境や状況の変化に応じて、必要な新規個別保健事業の導入や、中間目標の達成具合が不十分な個別保健事業については、事業表の修正を行う。
- ◆ 令和12年度の第4期データヘルス計画策定に向けて、望ましい保健事業の在り方について検討していく。
- ◆ 計画の根拠
 - ・ データヘルス計画…「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」
 - ・ 特定健康診査等実施計画…「高齢者の医療の確保に関する法律」
 - ✓ データヘルス計画と特定健康診査等実施計画（実施計画）は重複する箇所が多いことから、中間評価はデータヘルス計画を中心に行い、必要に応じて実施計画を見直す。

第3期データヘルス計画概要図

市民・被保険者の理想像（理想の生活）

市民・被保険者が自ら健康行動を獲得し、
地域や近隣と信頼感とお互いさまの精神で
助け合いのもと不安や、孤立・孤独を
感じることなく安心して生活できる。



第3期データヘルス計画の全体の目標

全体目標	健康寿命の延伸・健康格差の減少 ・脳血管疾患・心臓病の死亡率の減少 ・新規透析患者数の減少 ・悪性新生物死亡率の減少 ・要介護認定の抑制
------	--

評価指標	基準年	計画	目標設定理由
	計画策定時実績 2022年度 (R4)	最終評価時点 2029年度 (R11)	
日常生活に制限がある期間の 平均（年） ※平均余命－平均自立期間（要介護2以上）で計算	男性1.2年 女性2.7年	男性1.0年 女性2.4年	いずれの評価指標において、基準年よりも減少を目指すため
脳血管疾患の死亡率 (脳血管疾患死亡者数/全死亡者数)	14.2% (93人/654人)	12%	
心臓病の死亡率 (心臓病死亡者数/全死亡者数)	26.9% (176人/654人)	22%	
新規透析患者数 (国保・後期)	国保9人 後期26人	国保7人 後期20人	
悪性新生物の死亡率 (悪性新生物死亡者数/全死亡者数)	52% (340人/654人)	49%	
介護認定率 (介護認定者数/ 介護被保険者数)	7.8% (5,450人 /70,163人)	7.6%	

重点事業における主要アウトカム（成果）指標（一部抜粋）

アウトカム（成果） 評価指標	計画策定 時実績 2022年度 (R4)	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
特定健康診査の 2年連続受診率	29.7%	32%	35.6%	39.4%	43.2%	47%	51%
肺・胃・大腸・乳がん・ 子宮がん受診率	10.1%	12.5%	14%	15%	17.5%	19%	20%
特定保健指導による特定保 健指導対象者の減少率	26.9%	27.5%	28%	28.5%	29%	29.5%	30%
生活習慣病重症化予防 受療率	31.5%	34%	37%	38%	40%	44%	45%
HbA1c8.0%以上の者の割 合	1.37%	1.33%	1.29%	1.25%	1.21%	1.17%	1.13%
HbA1c改善割合	12.9%	15%	17%	19%	21%	23%	25%
糖尿病を合併する新規透析 導入数 (国保・後期)	国保4人 後期7人	国保3人 後期6人	国保3人 後期6人	国保3人 後期6人	国保3人 後期5人	国保3人 後期5人	国保3人 後期5人
介護新規認定率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

個別保健事業一覧

事業番号	事業名称	事業概要	区分	重点
A-1	特定健康診査受診率向上対策事業	40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、健診を受けやすい環境を整備すること、健診未受診者には通知や電話等により勧奨をすることで、特定健康診査の受診率向上を図る。	継続	○
A-2	がん検診受診率向上対策における検診環境整備	がん検診を受けやすい環境を整えるために、集団で実施するがん検診の申し込みをインターネットでも受付できるようにする。前年度に受診している方には、事前に受診券や検体容器を郵送する。また、複数の健診（検診）が同時に受診できるように調整し、受診率向上につなげる。	継続	○
A-3	女性のための健康増進事業	女性特有の子宮がん・乳がん・骨粗しょう症検診について受けやすい環境を整えるために、同時に受診できるようにする。集団検診会場で託児付きの日を設ける。対象者には個別通知やソーシャル・ネットワーク・サービスを活用して周知し、受診率の向上につなげる。	継続	○
A-4	歯周疾患検診事業	40・50・60・70歳の方を対象に受診券を個別通知し、歯周疾患の予防や生活習慣病予防を図る。（今後、20・30代の方も対象者になっていく）	継続	

事業 番号	事業名称	事業概要	区分	重点
B-1	特定保健指導 実施率向上対策事業	特定健康診査の結果により階層化された積極的支援、動機付け支援の方を対象に、特定保健指導をICTの活用や初回面談分割実施等の受けやすい環境を整備すること、保健指導未利用者には通知や電話等により勧奨をすることで、特定保健指導の実施率向上を図る。	継続	○
B-2	生活習慣病重症化予 防事業	特定健診の結果で血圧・脂質・腎機能が要治療域の方を対象に受療行動促進モデルに基づく、訪問を主体とした医療機関の受診勧奨や生活習慣改善指導を実施する。	継続	○
B-3	糖尿病性腎臓病 重症化予防事業	糖尿病が重症化するリスクの高い未受療者・受療中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎臓病で通院する患者のうち、リスクの高い者に対して医療機関と連携して保健指導を行う。また、保健指導後のフォローアップとして、後期高齢者医療保険に移行後も利用者が継続してセルフケアができるように支援する。以上の取り組みにより、糖尿病性腎臓病の増悪を防ぎ、人工透析への移行を防止する。	継続	○
B-4	糖尿病学習会事業	特定健診の結果でHbA1c（血糖値）の数値が高い方や興味のある方を対象に、医師、歯科医師、管理栄養士、健康運動指導士による集団健康教育を実施する。	継続	
B-5	ジェネリック医薬品 （後発医薬品）利用 促進事業	ジェネリック医薬品の普及啓発を行うことにより、被保険者の負担軽減や国保財政の健全化につなげる。現在使用している先発医薬品から後発医薬品に切り替えることで、一定額以上の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に対し、自己負担額の差額等を通知する。	継続	

事業番号	事業名称	事業概要	区分	重点
B-6	重複・頻回受診、 重複・多剤服薬適正化事業	国民健康保険被保険者が重複・頻回受診、重複・多剤服薬による健康被害について理解し予防できる。結果として、医療費適正化につながり医療保険財政の健全化を図る。	継続	
C-1	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険種別に関係なく市民が必要な保健事業や介護予防事業に参加することにより、身体的・精神的・社会的フレイル（虚弱）を予防することでき、健康的で活発な日々を過ごすことができ、高齢者が安心して生活できるよう、地域包括ケアシステム構築の一翼を担う。	新規	○
C-2	健康相談事業 (保健師・栄養士)	月1回の保健センター・年間5回の藤代庁舎を会場として、希望者に健康相談を実施する。テーマごとに内容を変えて、栄養の講座や骨の健康度測定実施する。	継続	○
C-3	健康相談事業 (ぷらっと健康相談)	上肢や下肢の筋力などを測定できる体組成測定と立ち上がり台の結果を踏まえ、理学療法士等の専門職の相談を行っていく。	継続	○
C-4	健康運動教室事業	体力測定の結果を基に、個別運動プログラムを作成する。プログラムは、有酸素運動と筋力トレーニング、食生活改善からなり、参加者は日々それを実施する。週1回開催する集合型の教室において、実施状況の確認や体組成測定、運動指導を行い、参加者の継続的な取り組みをサポートしていく。	継続	○

事業 番号	事業名称	事業概要	区分	重点
C-5	(仮称) “健幸”づくり推進員 育成事業	取手市民の中から市の嘱託を受けて“健幸”づくりを推進するリーダーを育成する。研修を通して育成する過程の中で、健診やがん検診の受診をすることや、健康的な生活習慣を獲得することの重要性を認識し、健診やがん検診の受療勧奨、健康教育等の実践を通して自分や家族、近隣住民の健康づくりに結びつくとともに、地域に対する愛着や信頼感、お互い様で助け合いの精神を醸成し、市民全体が健康で幸せで安心して生活できるまちづくりを行う。	新規	
C-6	地域介護予防 支援事業補助金事業	地域で自主的に介護予防に取り組む団体や介護予防活動を行っている団体に補助金交付を行っていく。	継続	
C-7	生活支援体制整備事業	取手市生活支援体制整備事業実施要綱に基づき、市及び地域包括支援センターにおいて地域支え合いづくり推進協議会を実施し、生活支援コーディネーター配置及び協議体の設置運営を行う。個人や地域の課題及びニーズの解決策・対応策等を考え、地域の支え合い活動の活性化を図るとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。	継続	
C-8	在宅医療介護連携事業	取手市在宅実施医療・介護連携推進事業実施要綱に基づき、公益社団法人取手市医師会に業務委託を行い、医療・介護・福祉等の専門職による情報共有を目的とした意見交換会を定期的開催する。地域の医療資源及び介護支援の把握、在宅医療及び介護連携の課題抽出並びに対応策の検討等を行うとともに関係市町村との連携を推進する。	継続	

今後のスケジュール

実施時期	実施内容	備考
令和8年8月6日	第1回国民健康保険運営協議会にて本計画中間評価概要説明	本計画中間評価の概要及び今後のスケジュールについて説明
令和8年8月末まで	本計画中間評価原案・レセプト等分析資料作成	委託業者から納品
令和9年1月末まで	本中間計画中間評価（案）を作成	・関係部署と連携しながら作成 ・国保ヘルスサポート「保健事業支援・評価委員会」の意見を反映
令和9月2月	本中間計画書中間評価（案）について第2回取手市国民健康保険運営協議会に上程	本計画中間評価（案）について説明、審議
令和9年3月	計画の完成	完成後は取手市のホームページで公表

※前回の中間評価ではパブリックコメントは実施していない。また、現時点では今回の中間評価において近隣自治体でパブリックコメント実施予定はほとんどない。そのため、今回の中間評価においてもパブリックコメントの実施予定はない。